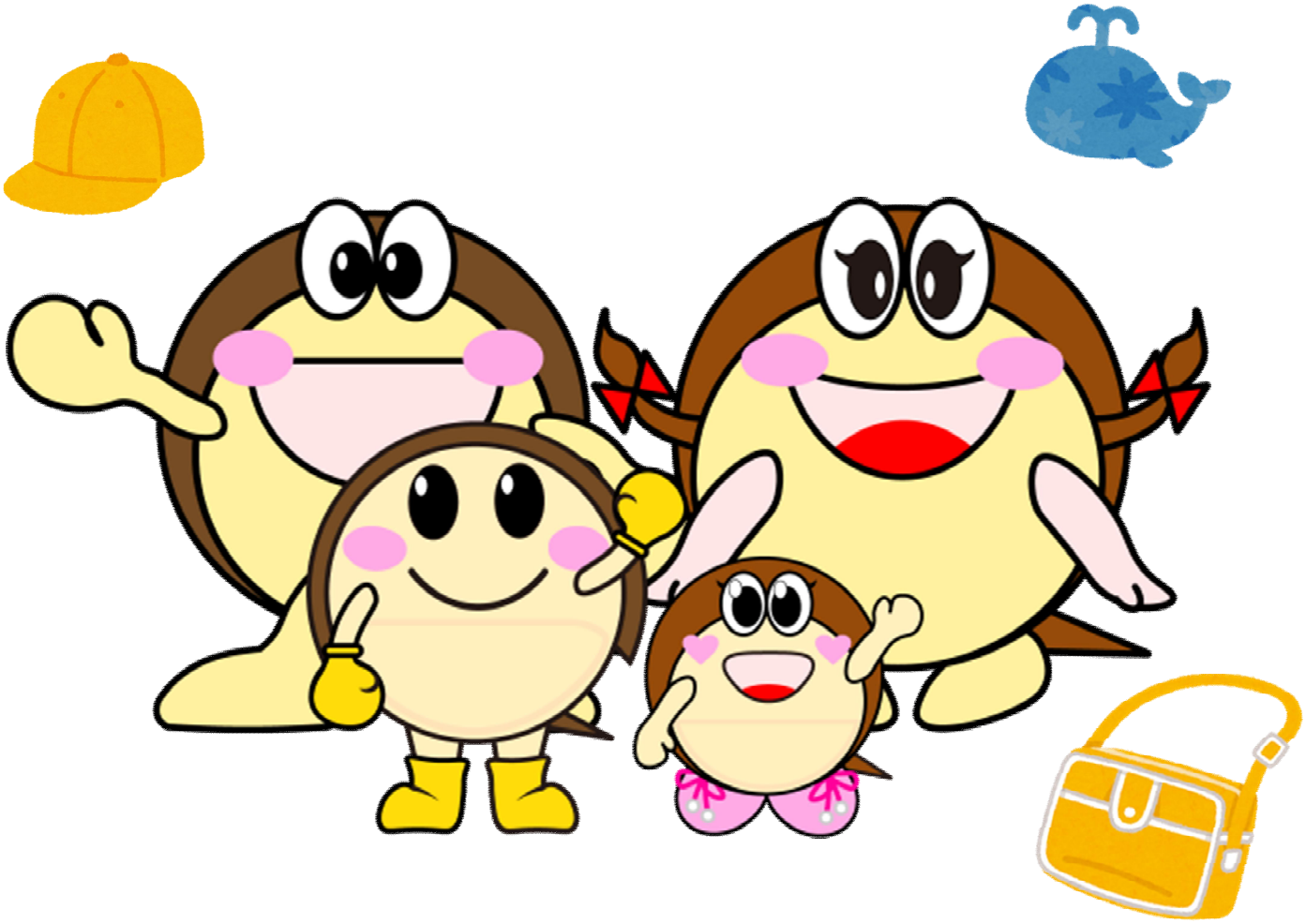
令和９年度　笠岡市
教育・保育施設
（こども園・保育所（園）等）
利用のご案内



□笠岡市こども育成課□
〒７１４－８６０１
笠岡市中央町１－１
電話：０８６５－６９－１０１１
EMAIL：kodomoikusei@city.kasaoka.lg.jp
ホームページ

目　　次

１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２～６

２　令和９年度　入園申込受付について・・・・・・・・・　７～１１

３　入園の決定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２

４　利用者負担額（保育料）の決定について・・・・・・１３～１６

５　入園後について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７

６　その他の保育サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・１８

７　幼稚園・認定こども園（教育部分）について・・・・・・・１９

８　おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０

入園（所）申込書記入例・・・・・・・・・・・・・・・・２１～２３

１ はじめに

保育所（園）・認定こども園等の保育施設は，その性格や目的から，入園の条件が定められています。

また，保育をするための月々の保育料も世帯によって異なります。

申込みをされる方は，この案内をよくご覧になって手続きをしてください。

★注意事項★　　必ずお読みください

≪退園≫

○　入園要件に該当しなくなった場合や，不正または偽りの行為による入園が判明した場合は，退園していただきます。

○　夏頃に全入園児（保育部分）を対象とした，家庭で保育できない事由の再調査（現況調査）を行います。この調査により，入園要件に該当しないと判明した場合は，退園していただきます。

≪保育料≫

保育料は，保育所（園）・認定こども園等を運営するための経費の一部として，保護者の皆様の所得状況に応じ公平に負担していただいております。

「全世帯の３歳児から５歳児クラスのこども」及び「住民税非課税世帯の０歳児から２歳児クラスのこども」の保育料は無償化されております。

○　入園後は退園届を提出しない限り，通園の有無にかかわらず，保育料は全額納付していただくようになりますので，ご注意ください。

○　正当な理由なく保育料を滞納された場合は，税と同様に滞納処分(差押え)の対象となります。

※督促や催告をしても納付や納付相談がない場合には，勤務先に給与照会または給与及び財産の差押えをさせていただきます。

１　笠岡市内の教育・保育施設について

○各施設の違い

区分	施設概要／対象児童	
保育所（園）	保護者の就労や病気などの理由により家庭で保育が出来ない保護者に代わり就学前までの児童をお預かりする施設。	
	０歳児～５歳児　※０歳児の受け入れ可能月齢は施設により異なります。	
認定こども園	就学前の教育・保育を一体的に行う施設。幼稚園と保育所（園）の機能を併せ持っています。３歳以上の児童は保護者の就労状況が変わっても同一園に在籍し続けることが出来ます。	
	教育部分	３歳児～５歳児 ※満３歳児の受け入れについては施設により異なります。
	保育部分	０歳児～５歳児 ※０歳児の受け入れ可能月齢は施設により異なります。
事業所内保育施設	保護者の就労や病気などの理由により家庭で保育が出来ない保護者に代わり就学前までの児童をお預かりする施設。	
	０歳児～２歳児　※０歳児の受け入れ可能月齢は施設により異なります。	
幼稚園	小学校以降の教育の基礎を作るための幼児期の教育を行う施設。	
	３歳児～５歳児	

○令和９年度　クラス年齢及び受入年齢

※年度途中で誕生日を迎えても，年度末までは同じクラス年齢となります。

クラス年齢	生年月日
０歳児	令和８年４月２日（2026.4.2）　～
１歳児	令和７年４月２日（2025.4.2）　～令和８年４月１日（2026.4.1）
２歳児	令和６年４月２日（2024.4.2）　～令和７年４月１日（2025.4.1）
３歳児	令和５年４月２日（2023.4.2）　～令和６年４月１日（2024.4.1）
４歳児	令和４年４月２日（2022.4.2）　～令和５年４月１日（2023.4.1）
５歳児	令和３年４月２日（2021.4.2）　～令和４年４月１日（2022.4.1）

○市内の教育・保育施設一覧

（令和８年10月1日現在）

公私区分	施設名	所在地	電話番号（0865）	定員			受入年齢	保育時間（うち保育短時間）	延長保育	一時預かり	教育時間（1号）
				1号	2・3号	計					
認定こども園											
公立	青空認定こども園	カブト南町188	67-3164	15	75	90	3か月～	7:30～18:30（8:00～16:00）	－	幼稚園型	8:30～14:00
公立	ひまわり認定こども園	八番町1-5	62-2310	40	40	80	3か月～	7:30～18:30（8:00～16:00）	－	幼稚園型	8:30～14:00
公立	みのり認定こども園※	走出4100-1	65-0204	6	34	40	3か月～	7:30～18:30（8:00～16:00）	－	幼稚園型	8:30～14:00
公立	あやめの杜認定こども園	吉田2376-1	65-1002	10	50	60	3か月～	7:30～18:30（8:00～16:00）	－	幼稚園型	8:30～14:00
公立	にじいろ認定こども園※	笠岡3031-6	62-2949	25	15	40	3歳以上	7:30～18:30（8:00～16:00）	－	幼稚園型	8:30～14:00
公立	おひさま認定こども園	用之江2318-2	66-1701	10	80	90	3か月～	7:30～18:30（8:00～16:00）	－	幼稚園型	8:30～14:00
私立	笠岡認定こども園	笠岡3190-1	62-3438	14	76	90	3か月～	7:00～18:00（8:30～16:30）	19:00まで	幼稚園型	8:30～14:00
私立	つばくろ認定こども園	西大島1756	67-0127	15	110	125	3か月～	7:00～19:00（8:00～16:00）	19:00まで	幼稚園型	8:00～14:00
私立	和光みらい園	富岡277-5	67-0802	15	215	230	3か月～	7:00～18:00（8:30～16:30）	19:00まで	幼稚園型 一般型	8:30～14:00
私立	金浦認定こども園	金浦1565	66-0190	10	20	30	3か月～	7:00～18:00（8:30～16:30）	19:00まで	幼稚園型	8:00～14:00
私立	まやこども園	笠岡2786-2	63-1567	12	90	102	3か月～	7:00～18:00（8:45～16:45）	19:00まで	幼稚園型	9:00～14:00
私立	太陽の森認定こども園	生江浜1079-5	60-0233	10	60	70	3か月～	7:00～18:00（8:30～16:30）	19:00まで	一般型	8:30～14:00
私立	新川こども園	金浦737-1	66-1668	10	70	80	3か月～	7:00～19:00（8:30～16:30）	19:00まで	幼稚園型	8:30～14:00
私立	若竹こども園	小平井2096-1	62-4114	10	70	80	3か月～	7:00～18:00（8:30～16:30）	19:00まで	幼稚園型	8:30～14:00
保育園											
私立	富岡保育園	富岡605	62-2487	－	60	60	3か月～	7:00～18:00（8:30～16:30）	18:30まで	一般型	－
事業所内保育施設											
私立	ひよこルーム（笠岡中央病院内）	笠岡5102-15	62-4567	－	4	4	3か月～	7:30～18:30	－	－	－
私立	きのこのこのこ保育園（きのこエスポアール病院内）	新賀3370-6	69-5006	－	4	4	3か月～	8:00～19:00	－	－	－
私立	クレヨンKIDS（天神会内）	神島3626-8	67-4122	－	4	4	3か月～	7:30～18:30	－	－	－
幼稚園											
公立	北木西幼稚園	北木島町7887-42	休　園　中								

※<u>にじいろ認定こども園は令和 10 年度末，みのり認定こども園は令和 11 年度末に閉園予定です。</u>

※双葉保育園は平成１６年度から休園中です。

※北木西幼稚園は令和８年度から休園中です。

　入園の相談等はこども育成課へお問い合わせください。

※一時預かり保育の利用については，各施設にお問い合わせください。

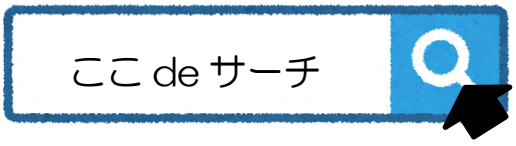
※定員に変更が生じる場合があります。

○子ども・子育て支援情報公表システム「ここ de サーチ」

全国の認定こども園や保育所，幼稚園などの情報が閲覧できるサイトです。

保育施設を検討される際に，ご活用ください。

最新の情報は，各施設にお問い合わせください。



２　認定について

各施設の利用を希望する児童は，「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。
また，保育区分については保育の必要量に応じて，「保育標準時間」と「保育短時間」に区分されます。区分された以上に保育を希望する場合は，延長保育による対応となります。

【注意】

笠岡市で教育・保育給付認定ができる方は，笠岡市に保護者と児童の住民登録があり，かつその世帯が実際に居住されている場合です。居住実態がない場合は，教育・保育給付認定はできません。虚偽の申請をされたことが分かった場合は，入園と認定を取消します。

〇３つの認定区分と利用できる施設

認定区分		年齢	保育の必要性	利用できる施設
１号認定	教育標準時間	３～５歳	必要としない	幼稚園 認定こども園（教育部分）
２号認定	保育標準時間 保育短時間	３～５歳	必要とする	保育所（園） 認定こども園（保育部分）
３号認定		０～２歳		保育所（園） 認定こども園（保育部分） 事業所内保育事業

※「保育の必要性」とは，就労，疾病，介護等で保育を必要とする事由のことを指します。

〇保育の必要量に応じた利用可能時間

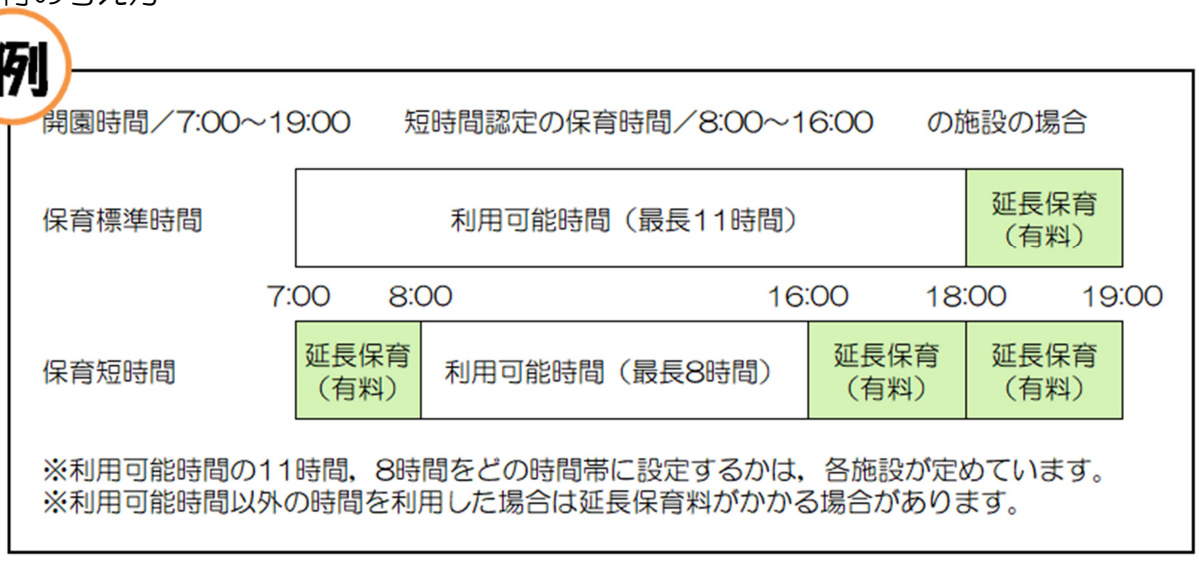
２号・３号認定は保育の必要量によって，次のとおり区分されます。

認定区分	最長利用可能時間	認定の目安
保育標準時間	11 時間／日	就労時間が月 120 時間以上の方， 妊娠・出産事由の方等
保育短時間	８時間／日	就労時間が月 48 時間以上 120 時間未満の方， 求職活動，育児休業の方等

※認定区分は，就労時間帯や通勤時間を考慮して決定します。

※「保育標準時間」認定が可能な場合でも，「保育短時間」認定を希望される場合は，「保育短時間」として認定します。

〇延長保育の考え方



３　保育を必要とする事由について

小学校入学前までの児童で，保護者が次のいずれかの保育を必要とする事由に該当する場合，保育の認定を受けることができます。

事由	内容	認定区分	認定期間
①就労	居宅内外で1か月に48時間以上就労することを常態としている場合	【保護者のいずれもが月120時間以上の就労】 保育標準時間 【保護者のいずれかが月120時間未満の就労】 保育短時間	就労期間内
②妊娠・出産	保護者が妊娠中であるか，又は出産後間がない場合	保育標準時間	出産予定月の2か月前から出産後2か月まで（最長5か月間） ※多胎妊娠の場合出産予定月の3か月前から出産後3か月まで
③疾病・障がい	保護者が病気，負傷，心身の障がいを有している場合	保育標準時間	証明書等に記載されている療養期間
④介護・看護等	同居又は2親等以内の親族を常時介護又は看護している場合	【月120時間以上】保育標準時間 【月120時間未満】保育短時間	看護等が必要な期間内
⑤災害復旧	震災，風水害，火災その他の災害復旧に当たっている場合	保育標準時間	復旧完了まで
⑥求職活動	保護者が求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合	保育短時間	3か月間 ※同年度中に１回のみ（会社都合の離職など特別な事情の場合を除く）
⑦就学	保護者が就学（職業訓練校等における職業訓練を含む）している場合	【月120時間以上】保育標準時間 【月120時間未満】保育短時間	就学期間満了日が属する月の月末まで
⑧虐待・DV	児童虐待やDVのおそれがある場合	保育標準時間	市が必要と認める期間
⑨育児休業	育児休業開始前にすでに「就労」による保育認定を受けて施設に在籍している者で，職場復帰までの継続利用が必要である場合	保育短時間	出産月の翌月から１年6か月間まで（勤務先が証明する育児休業期間に限る）
⑩その他	その他のこれらに類するものとして市が認める事由に該当する場合	①の基準と同じ	市が必要と認める期間

２ 令和９年度　入園申込受付について

１　申込受付期間

〇新規・継続（令和９年４月１日からの入園を希望する場合）

【１次申込受付期間】

令和８年１１月９日（月）～令和８年１１月27日（金）

※笠岡市外の保育施設を希望する場合は，受付期間が異なります。
詳細はこども育成課に問い合わせください。

受付場所　第１希望の保育所（園）・認定こども園
（ひよこルーム・きのこのこのこ保育園・クレヨンＫＩＤＳ・
笠岡市外の保育施設を希望する場合はこども育成課）

【２次申込受付期間】※１次申込期間後，施設に余裕がある場合の申込期間
令和８年１１月３０日（月）～令和８年１２月２８日（月）
令和９年　１月　４日（月）～令和９年　１月２９日（金）
受付場所　第１希望の保育所（園）・認定こども園等に確認後，こども育成課

〇年度途中（５月１日以降からの入園を希望する場合）

・入園日　・・・原則として毎月１日
・申込期間・・・入園希望の前々月の 16 日から前月 15 日まで
（ただし市役所が休みの場合は翌開庁日）
・受付場所・・・【私立保育所（園）・公立認定こども園・事業所内保育施設】
こども育成課
（中央公民館１階）の窓口（平日 8:30～17:15）
【私立認定こども園】
第１希望のこども園

★注意★市へ申し込む前に<u>なるべく施設見学や入園相談をしてください。</u>

２　申込必要書類について

申込書類は，こども育成課の窓口又は入園希望の施設でご要望いただくか，笠岡市のホームページからダウンロードしていただけます。

〇提出書類一覧

<table>
<tr><td>希望する施設</td><td colspan="3">提出する書類</td></tr>
<tr><td></td><td>①申込書</td><td>②保育を必要とする事由を証明する書類</td><td>③状況により必要な書類（該当者のみ）</td></tr>
<tr><td>保育所（園）</td><td rowspan="6">〇
※１号認定用，２・３号認定用があります。</td><td>〇</td><td rowspan="6">△（該当者のみ）</td></tr>
<tr><td>認定こども園
（教育部分）</td><td>－</td></tr>
<tr><td>認定こども園
（保育部分）</td><td>〇</td></tr>
<tr><td>事業所内保育施設</td><td>〇</td></tr>
<tr><td>幼稚園</td><td>－</td></tr>
</table>

①申込書

・１号認定用…（施設型給付費支給認定申請書（兼）入園願）
　2･3 号認定…（教育・保育給付認定申請書兼保育所（園）等入園申込書（児童台帳）
・児童 1 人につき 1 枚必要です。
・記入例をよく読んで，ボールペンで楷書で記入してください。（消せるボールペンは不可）
・訂正するときは，二重線による見え消しで訂正してください。
・**各項目全てに記載してください。未記入項目がある場合や必要な方の署名がされていない場合は不備となり，再提出が必要です。**
・同意書の署名欄には，父母等，児童の保護者が**必ず**自署してください。

②保育の必要性をとする事由を証明する書類

保護者それぞれについて，対象書類（就労証明書等）を提出してください。
（１０ページ参照）
※同居（同一・隣接敷地内に居住を含む）の６５歳未満の祖父母について，祖父母が保育できない場合は，保育の必要性を証明する書類を提出してください。
祖父母の書類の提出がなくても申込できますが，祖父母による保育が可能とみなして利用調整の際の優先順位が下がります。
なお，６０～６４歳の方は「保育できないことの申立書」に替えることができます。

③状況により必要な書類《該当する方のみ当てはまるものを提出してください》

①入所希望月が令和９年４月～８月で，令和８年１月２日以降に笠岡市に転入された方⇒**令和８年度市町村民税課税証明書**
②入所希望月が令和９年９月～令和１０年３月で，令和９年１月２日以降に笠岡市に転入された方⇒**令和９年度市町村民税課税証明書**
※マイナンバー制度の情報連携によって課税状況を確認しますので基本的には不要です。課税状況が確認できなかった場合，課税証明書が必要となります。

③在宅障害児（者）のいる世帯の方

⇒身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの写し

④兄弟姉妹が市外の幼稚園・認定こども園に入園，もしくは知的障害児通園施設等に通われている方

⇒在園（籍）証明書

⑤ひとり親世帯の方（未婚のひとり親を含む）

⇒・戸籍の全部事項証明書又は児童扶養手当証書の写し

・給与明細等収入の分かるもの（※）

※祖父母と同居し，代表保護者の月収が１０万円以上の方のみ。

⑥別居中により配偶者の書類の提出が困難な方

⇒・事件係属証明書又は呼出状等の写し（家庭裁判所発行）

・【介護（看護）等申立書】（笠岡市様式）

※離婚を前提に別居している場合であっても，原則，婚姻関係にある間は生計が同一であるものとみなして，両親の所得で保育料及び副食費負担の決定を行いますただし，離婚調停・裁判中の場合は，一方の所得を除いて決定することができる場合がありますので，こども育成課にご相談ください。

⑦年度途中認定変更を希望される方（こども園１号⇔2 号）

【1 号→2 号に変更するとき】

- **支給認定変更認定申請書**
- **申込書（教育・保育給付認定申請書兼保育所（園）等入園申込書（児童台帳））**
- **保育を必要とする事由を証明する書類**

【２号→１号に変更するとき】

- **支給認定変更認定申請書**
- **申込書（施設型給付費支給認定申請書（兼）入園願）**

〇保育を必要とする事由を証明する書類一覧

事由		内容
①就労等	会社員・パート等	・**【就労証明書】**（雇用主の証明を受けてください）
	自営業	・**【就労証明書（申立書）】**（自営業主が記入してください） ・直近の確定申告書（第１・2表）の控の写し（※１）
	家族従事者	・**【就労証明書（申立書）】**（自営主が記入してください） ・直近の確定申告書（第１・2表）の控の写し（※１）
	内職	・**【就労証明書（申立書）】** （斡旋者又は本人が記入して下さい） ・直近の確定申告書（第１・2表）の写し（※１）または 斡旋者が発行する斡旋者及び内職の内容が分かる書類
	農業	・**【就労証明書（申立書）】**（本人が記入してください） ・直近の確定申告書（第１・2表）の写し（※１）
②妊娠・出産		・出産予定のお子様の母子手帳の写し （保護者名と分娩予定日が分かるページ）
③疾病・障がい		・医師の診断書，障害者手帳の写しなど疾病等の状態が わかるもの ※医師の診断書には，傷病名だけでなく，「週に〇日通院が必要」，「自宅療養が必要」，「〇〇のため保育を行うことが困難である」といった保育が困難である理由を記載してもらってください。また，可能であれば，「治療見込期間」や「自宅療養期間」等を記入してもらってください。
④介護・看護等		・医師の診断書，障害者手帳の写しなど疾病等の状態が わかるもの ・**【介護（看護）申立書】** ※医師の診断書には，上記③と同様の記載が必要です。
⑤災害復旧		・り災証明書の写し
⑥求職活動		・求職中の場合 →**【保育所・認定こども園等入園（所）に関する誓約書】** ・就労先が決まっている場合→**【就労証明書】**
⑦就学		・在学証明書 ・時間割等
⑧虐待・DV		こども育成課にお問い合わせください。
⑨育児休業 ※この要件での 新規申込はできません。		・**【就労証明書】（育休期間を記載したもの）** ・出産されたお子様の母子手帳の写し （保護者名と出産日が分かるページ）
⑩その他		聞き取りにより必要書類を依頼します。

※１　起業後税申告の時期を迎えていない場合は，開業届の控えの写し，事業用に購入した物品の領収書，店舗の賃貸借契約書などの写し数種類を添付してください。

★注意事項★

〇「育児休業」について

①対象者

継続入園（育児休業開始前にすでに「就労」による保育認定を受けて施設に在籍している方）に限り可能です。

※出産事由での入園後の，「育児休業」での継続入園はできません。

新規申込で「育児休業」を保育要件として申し込むことはできません。

②入園期限

出産月の翌月から１年６か月間です。ただし，入園期限満了時に次年度に小学校への就学を控えている場合は，年度末まで継続可能とします。

（例）出産日が令和９年４月２０日の場合

出産月の翌月の５月から１年６か月が入園期限のため，入園期限は令和 10 年１０月末日となります。ただし，10 月末日に次年度に小学校への就学を控えている場合は，年度末まで継続可能となります。

③育児休業明けでの新規入園

育児休業明けで新規入園する時は，慣らし保育が利用できます。15 日以前に職場復帰する場合，前月入園が可能であり，16 日以降に復帰する場合，当月入園となります。

（例）６月 15 日に職場復帰　⇒　５月入園

６月 16 日に職場復帰　⇒　６月入園

〇「就労予定」について（採用決定の就労証明が提出できる場合）

①新規入園の場合

就職を理由に新規入園する時は，慣らし保育が利用できます。

採用予定日が 15 日以前の場合，前月入園が可能であり，16 日以降の場合，当月入園となります。

（例）６月 15 日に採用予定　⇒　５月入園

６月 16 日に採用予定　⇒　６月入園

②求職中で継続入園する場合

採用予定については，入園期限内に就労証明書（期間に記載があるもの）が提出された場合は，１か月間の猶予として取り扱うので，入園期限に１か月を足した期間までとなります。例えば，入園期限が６月末日までの方で，採用予定日が７月１５日までであれば，継続入園が可能です。

３　広域入所について

里帰り出産・通勤経路等の事情により，居住地以外の市町村に所在する保育施設の利用を希望する場合。

〇笠岡市に住民登録があり，笠岡市外の施設を利用したい場合

⇒こども育成課へご相談ください。

〇笠岡市外に住民登録があり，笠岡市の施設を利用したい場合

⇒住民登録のある市町村保育担当課へお問合わせください。

保育所（園）等の受け入れ状況によって，ご希望に沿えない場合があります。

３ 入園の決定について

１　家庭調査

新規申込児童 及び 次に該当する継続児童については，申込書や提出書類に基づき，保育を必要とする状況等の調査(必要に応じて電話，面接及び実地調査)を行います。

① 入園書類が不備の方
② 保育を必要とする事由が「求職中」，または「育休中」の方
③ 保育料の滞納がある方
④ その他必要と思われる方

２　利用調整について

① 入園要件を総合的に審査のうえ，入園の可否を決定します。なお，入園の選考は，締切日までにご提出いただいた書類で審査しますので，ご注意ください。
② 申込状況によっては利用調整を行った結果，第１希望の保育所（園）･認定こども園に入園できない場合があります。
③ 入園の可否は，申込期間中の受付順ではありません。

３　認定及び入園決定の通知

令和９年４月入園は，令和９年２月中に支給認定内容を記載した通知書をお送りし，あわせて入園の可否をお知らせします。

※支給認定証は返還していただく場合があります。紛失しないように大切に保管してください。
※一度認定を受けても，保育を必要とする事由が変更になったり，保育の必要性がなくなったりした場合は，認定期間が変更になります。

入園が決定したら，利用予定の施設から説明会や健康診断等の案内があります。
私立認定こども園を利用する方は，施設と利用契約の手続きをしてください。

４　入園期間（保育の実施期間）

令和９年度の入園期間は，最長で令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までです。

５　変更届等

入園申込の内容に変更があった場合，届出が必要です。

事由	提出書類
住所・氏名・世帯構成等の変更があったとき	※1
年度途中で退園するとき（市外への転出を含む）	退園（所）届　※２
転職したとき，求職中の方が就労したとき	就労証明書
年度途中で仕事を辞めたが求職するため継続入園がしたいとき	保育所・認定こども園等入園に関する誓約書（求職活動申立書）
市民税額の変更手続きをしたとき	※1

※１　こども育成課へ連絡し，必要書類を確認してください。
※２　退園される際には，日付をさかのぼって提出はできませんので，早めに提出してください。

４ 利用者負担額（保育料）の決定について

保育所（園）・認定こども園は，国・県及び笠岡市の負担（税金）と保護者の皆様の負担（保育料）により運営されています。

保育料は，保護者等扶養義務者に運営費の一部を負担していただくもので，児童の入園と同時に納付義務が生じます。

１　保育料の決定

○保育料の算定について

保育料は原則として**保護者(児童の父母)の市民税課税額の合計額**と，児童の年齢により決定します。金額の決定時期は年に２回（４月・９月）です。４月は進級による年齢変更，９月は課税年度の変更により決定し直します。

保育料月額表の年齢区分は，４月１日の満年齢で決定し，年度途中の変更はありません。そのため，年度途中で満３歳となっても保育料は無償になりませんのでご注意ください。

令和８年度	令和９年度		令和 10 年度
９月分～翌年３月分	４月分～８月分	９月分～翌年３月分	４月分～８月分
令和８年度の市民税課税資料に基づき市民税所得割額を算定		令和９年度の市民税課税資料に基づき市民税所得割額を算定	

課税年度の変更に伴い，９月から保育料が変わる場合があります。

※保育料の算定の基礎となる市民税課税額は，調整控除のみ適用され，**住宅借入金等特別控除（いわゆる住宅ローン控除），配当控除，外国税額控除，寄附金控除（ふるさと納税等）等の適用を受ける前の額となります。**

○保育料の無償化について

「３歳～５歳（入園年度４月１日時点）の児童」及び「市町村民税非課税世帯の０歳～２歳（入園年度４月１日時点）の児童」の保育料は無償となりました。なお，無償となるのは保育料のみで，給食費（主食費・副食費），延長保育料等，各施設の実費徴収費用は，これまでどおり保護者負担となります。

○副食費の免除について

３歳～５歳（入園年度４月１日時点）の児童の，給食費（主食費・副食費）は，各施設の設定価格を負担いただきますが，副食費は所得や世帯構成により次のとおり免除されます。

市町村民税所得割額	第１子	第２子	第3子以降	
57,700円未満（※77,100円以下）	免除	免除	免除	保護者が看護・養育する子どものうち，その出生の早いものから順に，第１子,第２子…と数えます。
57,700円以上（※77,100円を超える）	負担	負担	免除	

※ひとり親や障がい児（者）がいる世帯及び１号認定児

○笠岡市保育料多子減額制度について

●第２子以降の保育料について

笠岡市では，子育て世帯の経済的負担の軽減を目的とし，令和７年４月から第２子以降の保育料を完全無償化しています。

第何子かを決定する際は，保育所等の同時利用やこどもの年齢にかかわらず，保護者が看護・養育しているこどものうち，最年長の子を第１子，その下の子を第２子とカウントし，第２子以降の保育料が無償となります。

○保育料算定に係る注意事項

① 世帯所得が未決定の場合（未申告・税関係書類が未提出など）

税額等が確定するまでは，保育料は最高階層（第 14 階層）の金額で仮決定とします。税額が確定し次第，保育料を決定し，差額が発生した場合は，充当又は返金します。（ただし，過年度分を申告された場合は保育料の変更及び支払われた保育料の返還はできません。速やかに税額の確定に必要な手続きをお願いします。）

② 保育料算定額が変更となった場合

申告などにより税額が変更となる方は保育料が変更になることがあります。なお，保育料に変更があった場合は改めて通知し，差額分については，追徴，還付，充当等の処理をする旨通知します。

③ 家族構成等が変更となった場合

婚姻や離婚，引越等により家庭状況に変更があった場合，階層が変更になる可能性がありますので，こども育成課まで申し出てください。

④ 父母が離婚しても入園児童と同居している場合

父母の市民税算定資料をもとに保育料を決定します。

⑤ 祖父母が児童若しくはその父母を税法上の扶養親族としている等の「家計の主宰者」である場合その方の税額を合算します。

⑥ 入園後は退園届を提出しない限り，通園の有無に関わらず，保育料は全額納付していただきますので，ご注意ください。保育料の日割り計算は行っていません。

⑦ 私立保育所（園）・公私立認定こども園・事業所内保育施設のいずれでも保育料は同じです。ただし，延長保育を利用される場合は，延長保育料が別途必要です。

⑧ 保育所（園）・認定こども園での諸経費（教材費等）が別途必要になる場合があります。詳細は，各施設に確認してください。

令和９年度笠岡市保育所徴収金基準額（月額）表

Ｒ９．４

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			３歳未満児	３歳児	４歳以上児
第 １ 階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び，中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	標準時間	0 円	0 円	0 円
		短時間	0	0	0
第 ２ 階層	市町村民税非課税世帯	標準時間	0	0	0
		短時間	0	0	0
第 ３ 階層	市町村民税のうち均等割のみの課税世帯	標準時間	14,000	0	0
		短時間	13,800	0	0
第 ４ 階層	市町村民税のうち所得割が 48,600円未満である世帯	標準時間	18,100	0	0
		短時間	17,800	0	0
第 ５ 階層	〃 48,600円以上 52,200円未満	標準時間	22,200	0	0
		短時間	21,800	0	0
第 ６ 階層	〃 52,200円以上 69,000円未満	標準時間	25,900	0	0
		短時間	25,500	0	0
第 ７ 階層	〃 69,000円以上 97,000円未満	標準時間	26,600	0	0
		短時間	26,100	0	0
第 ８ 階層	〃 97,000円以上 116,200円未満	標準時間	30,000	0	0
		短時間	29,500	0	0
第 ９ 階層	〃 116,200円以上 139,000円未満	標準時間	35,000	0	0
		短時間	34,400	0	0
第１０階層	〃 139,000円以上 169,000円未満	標準時間	43,000	0	0
		短時間	42,300	0	0
第１１階層	〃 169,000円以上 191,200円未満	標準時間	46,900	0	0
		短時間	46,100	0	0
第１２階層	〃 191,200円以上 214,000円未満	標準時間	49,000	0	0
		短時間	48,200	0	0
第１３階層	〃 214,000円以上 301,000円未満	標準時間	51,200	0	0
		短時間	50,300	0	0
第１４階層	〃 301,000円以上	標準時間	53,400	0	0
		短時間	52,500	0	0

《備考》　保育料は，入所児童と生計を一にしている保護者（児童の父母）とその他の家計の主宰者の方の市町村民税課税額の合計額により決定します。
　また，４月～８月の保育料は令和８年度市町村民税課税額，９月～３月の保育料は令和９年度市町村民税課税額で決定します。

（注）１　市町村民税の算定に際しては，住宅借入金等特別控除，配当控除，外国税額控除，寄附金控除等の適用はありませんので，これらの適用を受けられている方は，控除される前の税額により徴収金基準額を決定します。

（注）２　次の世帯の場合で，次表の階層に認定された場合は，それぞれ次表の徴収金基準額となります。

ア　母子世帯及びこれに準ずる父子世帯
イ　身体障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯
ウ　療育手帳の交付を受けた者を有する世帯
エ　精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯
オ　特別児童扶養手当の支給対象児を有する世帯
カ　国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯
キ　要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯



階層区分		徴収金基準額		
		３歳未満児	３歳児	４歳以上児
第２階層	標準・短	0 円	0 円	0 円
第３階層	標準時間	6,500	0	0
	短時間	6,400	0	0
第４階層	標準時間	6,600	0	0
	短時間	6,500	0	0
第５階層	標準時間	6,600	0	0
	短時間	6,500	0	0
第６階層	標準時間	6,600	0	0
	短時間	6,500	0	0
第７階層のうち所得割77,100円以下	標準時間	6,600	0	0
	短時間	6,500	0	0

２　保育料の納付方法（公立施設及び私立保育所（園））

①口座振替

保育料を指定の預金口座から自動的に振り替えて納付するものです。納付忘れがなくなる・納期ごとに金融機関に出かける手間が省ける等，納付書払いに比べて大変便利です。

【口座振替の登録手続き】

笠岡市内の口座振替取り扱い金融機関に指定の用紙があります。必要事項を記入のうえ，金融機関に提出してください。（預金取引印が必要です。）

※金融機関での受付日の翌月末に到来する振替日から振替を行います。

【口座振替取扱い金融機関】

・中国銀行・広島銀行・トマト銀行・玉島信用金庫・笠岡信用組合
・晴れの国岡山農業組合・ゆうちょ銀行

【口座振替日】

毎月末日（ただし，１２月は２５日）ですが，金融機関の休業日と重なる場合，その翌営業日。

※口座振替の場合，当月分の引き落としは１回しかできません。残高不足等により引き落としができない場合，あとで入金しても引き落としはできませんので，ご了承ください。その場合，施設を通じて「口座振替不能通知書」をお渡ししますので，受け取った納付書で納付してください。

②納付書による金融機関等での窓口払い

金融機関の窓口へ納付書を持参のうえ納付してください。納付書は，施設を通じてお渡しします。なお，コンビニでのお支払いはできません。

③その他

※兄弟・姉妹で入園している場合，同一口座からの引き落としになります。納付方法及び引き落とし口座を兄弟・姉妹で別々にすることはできません。

※既に口座振替を利用している家庭から新たに児童が入園する場合，同一口座からの引き落としになります。（手続きは不要です。）

※口座振替は停止届をするまで継続します。改めて手続きは不要です。

※口座の変更・停止を希望される場合は，金融機関で手続きをしてください。

３　保育料の納期限

保育料の納期限は毎月末日（ただし，１２月は２５日）です。なお，その日が土曜日，日曜日，祝日等の場合はその翌営業日となります。**必ず期限内に納めてください。**

４　私立認定こども園・事業所内保育施設の保育料等について

私立認定こども園・事業所内保育所の保育料等については，施設にお支払いいただくようになります。納付方法等については，各施設にご確認ください。

５　保育料の滞納について

保育料は保育所（園）を運営するための経費の一部として，保護者の皆様の所得状況に応じ公平に負担していただいております。正当な理由なく保育料を滞納された場合，納付相談やご連絡がない場合は，保育料を納めておられる方々との公平を保つために法令等の定めるところにより税と同様に**滞納処分(差押え)の対象となります。また，勤務先に給与照会させていただくこともございます。**

５ 入園後について

○慣らし保育について

保育施設での集団保育は，家庭とは環境が大きく変わることから入園当初の長時間保育は児童にとって大きな負担となります。そのため，保育施設では入園後しばらくは，保育時間を通常よりも短くする「慣らし保育」を行います。期間は児童の状況や保育施設によって異なりますが，慣らし保育期間中も通常の保育料はかかります。入園前の慣らし保育はできません。
※転園の場合も，転園先の保育施設で慣らし保育が必要な場合があります。

○入園後の市及び施設からの確認について

夏頃に全入園児（保育部分）を対象とした，家庭で保育できない事由の再調査（現況調査）を行います。申請内容が事実と相違する場合や保育の認定基準に該当しなくなった場合，認定の変更や退園（所）していただきます。

○転園を希望する場合

施設の転園を希望する場合，新たに「教育・保育給付認定申請書兼保育所（園）等入園申込書（児童台帳）」をこども育成課（私立こども園は希望の施設）に提出してください。入園審査は，新規申込と同じ扱いとなります。

○退園する場合（市外への転出を含む）

「退園（所）届」を利用施設に提出してください。
（提出のない場合，翌月も利用者負担金が発生する場合があります。）

６ その他の保育サービス

１　休日保育

【対象】満１歳～就学前のこども
（保護者の勤務，疾病，入院等により休日に家庭における保育が困難である場合に利用できます。）
【利用時間・利用料等】笠岡市ホームページをご確認ください。

２　一時預かり（一般型）

【対象】就学前児童
（通常ご家庭で保育している方が，一時的に家庭における保育が困難な場合に利用できます。）
【利用時間・利用料】実施施設にお問い合わせください。
【実施施設】和光みらい園，富岡保育園，太陽の森認定こども園，
ハーモニーネット未来（0865-63-4955）

３　病児・病後児保育【対象】就学前児童～小学校６年生

【対象】病気療養中のこどもを預けたい場合に利用できます。
【利用時間】平日９：00～17：30
【利用料】１日 2,050 円（昼食利用＋400 円，おやつ＋100 円）
【実施施設】笠岡第一病院すこやかキッズルーム
【申込み】前日の９：00～17：30，または当日の８：10 以降に電話でお申込みください。
0865-67-0211（要予約）

４　乳児等通園支援

【対象】0～3 歳未満の未就園児
（集団生活を体験させたい，一時的にこどもを預けたい場合にご利用いただけます。）
【利用時間・利用料等】笠岡市ホームページをご確認ください。

○保育サービス同時利用減額事業について

延長保育，一時預かり（幼稚園型），一時預かり（一般型），乳児等通園支援の４つの保育サービスを２人以上のこどもが同時に利用した場合，２人目以降の利用料の費用を助成します。

※申請は４期に分けて行います。詳細は笠岡市ホームページをご確認いただくか，こども育成課までお問い合わせください。

7 幼稚園・認定こども園（教育部分）について

1 利用料について

３歳～５歳（入所年度４月１日時点）の保育料は無償となりました。なお，無償となるのは保育料のみで，給食費（主食費・副食費），一時預かり保育料等，各施設の実費徴収費用は，これまでどおり保護者負担となります。

2 入園申込について

各幼稚園・認定こども園に直接申込してください。

3 市外の施設を利用したい場合

こども育成課にお問い合わせください。

4 一時預かり（幼稚園型）

【対象】 実施施設に在籍している児童
（保護者の傷病・看護・冠婚葬祭等のやむを得ない理由により，一時的に保育が困難である場合に在籍する園で利用できます。）
【利用期間・利用料】在籍している園へご確認ください。
なお，出産前後・病気の親族の介護等で一時的に保育の必要性の認定を受けた場合は，
日額４９０円（月額上限あり）まで無償になります。
※別途手続きが必要です。無償化手続きの詳細はこども育成課まで問い合わせください。
【実施施設】公立認定こども園，笠岡認定こども園，つばくろ認定こども園
和光みらい園，金浦認定こども園，まやこども園，新川こども園，若竹こども園
【利用上限】年間利用限度は５５回までです。（１か月の利用限度はありません。）

5 休園日・保育時間について

幼稚園・認定こども園（教育部分）は，保育園等と異なり夏季休業や学年末休業があります。
【休園日（公立園の場合）】
①国民の祝日に関する法律に規定する休日
②土曜日及び日曜日
③学年始休業日 ４月１日
④夏季休業日 ８月１日から８月２４日まで
⑤冬季休業日 １２月２７日から１月５日まで
⑥学年末休業日 ３月２７日から３月３１日まで
※カレンダー等により日程が変わる場合があります。
※私立園については各園にお問い合わせください。

８ おわりに

お子様の健やかな成長にとって，集団の中でのふれあいも大切ですが，家族とのふれあい（スキンシップ）はもっと大切です。休日など，時間に余裕があるときは，お子様と一緒に過ごす時間をなるべく多くつくるようにしましょう。

ご不明な点は，お近くの保育所（園）・認定こども園

または，こども育成課へお問い合わせください

○　記入例　○

２・３号認定用

様式第1号

記入例

令和9年度(2027年度)教育・保育給付認定申請書
兼　保育所等入園申

笠岡市長　様
次のとおり，教育・保育施設等への入園申込み及び教育・保育支給認

令和 ● 年 ● 月 ● 日

申請者(代表保護者)氏名　**笠岡　千拓**

※保育料請求等に係る手続き上の保護者を記入してください。

申請者はすべて同一名。
(継続利用の方はR8と
同一名)

第　　号

本人確認	番号確認

多子カウント　　子

個人番号

笠岡市受付日

◆児童・保護者の状況

フリガナ	カサオカ　カブキ	性別	生年月日
児童氏名	笠岡　カブ希	☑男	令和　4年　7月　7日
個人番号	○○○○△△△△××××　□女		令和9年4月1日時点の年齢(4)歳
希望保育所等	第1希望：●●保育所	第2希望：▲▲保育園	第3希望：■■認定こども園
入所希望月	令和　9年　4月　1日から　令和　10年　3月末日まで		
利用希望時間	8時から18時まで	就労時間等に関わらず，常に短時間保育を希望する場合のみチェックしてください。	□希望する
申請児童の健康状態	特記事項(疾病等)　(有)・無	【内容・症状】難聴　・　ことばの遅れ	
	アレルギー　(有)・無	【除去食の必要】(有)・無　【内容・症状】小麦，卵　・　全身に湿疹が出る	
保護者の住所地	現住所：笠岡市　中央町1－1		
	令和8年1月1日の住所(3月　22日転入)：福山市○×町1番2号		
	令和9年1月1日の住所(　月　日転入)		
	☑父　または　□母　が笠岡市外に単身赴任中である(住所:大阪府大阪市●●区▲▲1丁目2-3)		
連絡先	1　□父携帯　☑母携帯　□その他(　　)：090 - ○○○○ - ○○○○	2　□父携帯　□母携帯　☑その他(自宅)：69 - ○○○○	

申込の区分
□新規　☑継続　□転園

利用調整により第1希望の施設に通えない場合がありますので，なるべく第2～3希望までご記入ください。
※ただし，利用が決定した場合に必ず通える施設のみとして下さい。

◆世帯の状況
※申請児童以外の同居家族(同一・隣接敷地内に居住をしている場合も含みます。)について記入してください。
※別世帯であっても，監護・養育している子ども(別居の大学生等)がいる場合は記入してください。

	フリガナ / 氏名 / 個人番号	児童との続柄	生年月日	保育を必要とする理由等(児童が保育所・学校等に通っている場合はその他に記入)
申請に係る児童の世帯員	カサオカ　カンタク / 笠岡　千拓 / ○○○△△△△××××○	父	☑S □H □R 60年 8月 8日	☑就労 □妊娠・出産 □疾病・障がい □介護 □災害復旧 □求職中 □就学 □その他()
	カサオカ　イチョウ / 笠岡　銀杏 / ○○△△△△△×××○○	母	□S ☑H □R 2年 3月 3日	☑就労 □妊娠・出産 □疾病・障がい □介護 □災害復旧 □求職中 □就学 □その他()
	カサオカ　カブニ / 笠岡　カブニ / ○△△△△×××××○○○	兄	□S ☑H □R 23年 5月 5日	□就労 □妊娠・出産 □疾病・障がい □介護 □災害復旧 □求職中 □就学 ☑その他(■□中学校3年)
	カサオカ　カブミ / 笠岡　カブ海 / △△△△×××××○○○○	姉	□S □H ☑R 元年 6月 6日	□就労 □妊娠・出産 □疾病・障がい □介護 □災害復旧 □求職中 □就学 ☑その他(●▲小学校2年)
	カサオカ　シャコ / 笠岡　シャコ / △△△×××××○○○○△	祖父	☑S □H □R 37年 7月 20日	☑就労 □妊娠・出産 □疾病・障がい □介護 □災害復旧 □求職中 □就学 □その他()
	カサオカ　キク / 笠岡　菊 / △△××××○○○○△△	祖母	☑S □H □R 36年 7月 20日	☑就労 □妊娠・出産 □疾病・障がい □介護 □災害復旧 □求職中 □就学 □その他()

(世帯員が書ききれない場合は，2枚目に記入してください)

裏面も必ず記入してください

◆祖父母の状況

死亡の時は「－」と記入

		氏名		（別居の場合は必ず記入）	
父方	祖父	－			）☑不存在
	祖母	**千代田　さくら**	**	□同居　☑別居（**東京都千代田区●●4-5-6**	）□不存在
母方	祖父	**笠岡　シャコ**	**	☑同居　□別居（	）□不存在
	祖母	**笠岡　菊**	**	☑同居　□別居（	）□不存在

◆家庭の状況（該当するものすべてにチェックしてください）

ひとり親に該当	ひとり親世帯の方が新規入所（園）する場合は，申請者の戸籍全部事項証明書が必要です。 ただし，笠岡市で児童扶養手当を受給されている場合は，児童扶養手当証書の写しに替えることができます □該当する　→　□祖父母と同居し月収が10万円以上である ※給料明細等，収入が分かるものを添付してください。
生活保護の受給	□受給している　担当者（　　）
世帯員の障害者手帳の所持状況	□所持している 種類：□身体　□療育　□精神 所持者：

◆保護者署名欄（それぞれが自署してください）

特定教育・保育施設等入園に係る同意書

1　私及び私と同一住所に居住している者（申込書に記載の世帯員を含む）について，子どものための教育・保育給付認定等に必要な市町村民税の情報・世帯情報・生活保護受給状況・児童扶養手当受給状況等を閲覧することに同意します。

2　子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付の支給に関する事務のために，私及び私と同一住所に居住している者（申込書に記載の世帯員を含む）について，課税状況等を確認することに同意します。

3　市が決定した利用者負担額について，特定教育・保育施設等の設置者及び地域型保育事業者に提示することに同意します。

4　特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業等の利用状況及び利用者負担の状況について，市の関係部署の閲覧に供することに同意します。

5　添付書類を含めた提出書類の内容について，自宅や就労先・関係機関等に確認・調査を行うことに同意します。

6　本申請書・添付資料の内容に虚偽や重大な誤りがあった場合や，指定された期限内に必要書類の提出をしなかった場合には，入所決定を取り消しされても異議を申し立てません。

7　課税台帳及び世帯状況の調査の結果，税額等に相違がある場合に，入所日又は年度の初日等にさかのぼって保育料等の変更決定を行う場合があることに同意します。

8　保育料を納期限までに納付します。保育料を滞納した場合，私の滞納情報を保育所等に提示することに同意します。保育料の滞納整理のために，市の職員が私の自宅及び勤務先へ電話又は訪問し，私の勤務先への給与照会，金融機関等への財産調査及び差押等の滞納処分を行うことに同意します。
　なお，署名者双方で支払に関する意思決定を委任することに同意します。

令和 ● 年 ●月 ●日　署名（代表保護者）　笠岡　千拓　署名（保護者2）　**笠岡　銀杏**

忘れず自署してください。

◆代理人申請

代理人（申込書を提出する人）住所　**笠岡市中央町１－１**

氏名　**笠岡　銀杏**

※申請者（代表保護者）と実際に申込書提出する人が異なる場合は必ずご記入ください。

１号認定用

記入例

施設型給付費支給認定申請書（兼）入園願

令和●年●月●日

申請者（保護者）氏名　笠岡　千拓

※書類送付等の宛名となる保護者を記入してください。（押印不要）

笠岡市長　殿

≪施設等記入欄≫

第　　号

本人確認	番号確認

多子カウント　子

個人番号

次の者を代理人と定め，施設型給付費に係る支給認定申請及び個人番号提供に関する権限を委任します。

代理人（申込書を提出する人）　住所　笠岡市中央町１－１

氏名　笠岡　いちょう

（申請者と実際に申込書を提出する人が異なる場合は，必ずご記入ください。）

次のとおり，施設型給付費に係る支給認定を申請します。併せて，入園を希望します。
また，笠岡市が，支給認定等に必要な市町村民税課税状況等の情報及び世帯情報を閲覧することに同意します。

※太枠の中を楷書ではっきりと書いてください。

入園年度4月1日時点の年齢を記入

	氏名（ふりがな）	性別	生年月日	申込の区分
申請児童	かさおか　かぶき 笠岡　カブ希	男・女	令和　4年　5月　2日	新規・継続
個人番号（マイナンバー）	○○○○△△△△×××× 令和9年4月1日時点の年齢（4）歳			
住　所	※申請者（保護者）と異なる場合のみ記入			

申請者（保護者）	現住所　笠岡市　中央町１－１ 令和8年1月1日の住所（　月　日転入） 令和9年1月1日の住所（　月　日転入）	連絡先電話番号（日中に連絡のつく方） 自宅：69　－　○○○○ 携帯：090-○○○○-○○○○ 【父・母・その他（　）】

※1月1日の住所が現住所と異なる場合は，市町村民税課税証明書の提出を求めることがあります。

◆世帯の状況　（世帯員が書ききれない場合は、2枚目に記入してください）
※申請児童以外の同居家族（同一・隣接敷地内に居住をしている場合も含みます。）及び単身赴任中の父又は母について記入してください。
※別世帯であっても，監護・養育している子ども（別居の大学生等）がいる場合は記入してください。

世帯の状況　1　ひとり親世帯　2　障がい者のいる世帯　3　生活保護受給世帯　4　該当なし

入所児童の世帯員	同居等	氏名（ふりがな） 個人番号（マイナンバー）	児童との続柄	生年月日	就労等の状態
	同居 単身赴任	かさおか　かんたく 笠岡　千拓 ○○○△△△△××××○	父	S・H・R　60.8.8	☑就労　□妊娠・出産　□疾病・障がい　□介護 □災害復旧　□求職中　□就学 □その他（　）　□なし
	同居 単身赴任	かさおか　いちょう 笠岡　いちょう ○○△△△△××××○○	母	S・H・R　2.3.3	□就労　□妊娠・出産　□疾病・障がい　□介護 □災害復旧　□求職中　□就学 □その他（　）　☑なし
	同居 単身赴任	かさおか　かぶみ 笠岡　カブ海 ○△△△△××××○○○	姉	S・H・R　元.6.6	□就労　□妊娠・出産　□疾病・障がい　□介護 □災害復旧　□求職中　□就学 ☑その他（　○○小学校２年　）　□なし
	同居 単身赴任	かさおか　しゃこ 笠岡　シャコ △△△△××××○○○○	祖父	S・H・R　37.7.20	☑就労　□妊娠・出産　□疾病・障がい　□介護 □災害復旧　□求職中　□就学 □その他（　）　□なし
	同居 単身赴任	かさおか　きく 笠岡　菊 △△△△××××○○○○	祖母	S・H・R　36.7.20	□就労　□妊娠・出産　□疾病・障がい　□介護 □災害復旧　□求職中　□就学 □その他（　）　☑なし

◆利用を希望する期間，施設等

利用を希望する期間	令和　9　年　4　月　1　日　から　令和　10　年　3　月　31　日　まで		
利用を希望する幼稚園等	第1希望 ○○こども園	第2希望 ▲▲こども園	第3希望 ◇◇幼稚園